

重要事項説明書(定期建物賃貸借用)

借主 秋田市長 転借人(入居者) 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。ただし、 印のない欄、又は線で抹消した説明等は、関係のないことを示します。

宅地建物取引業者	A		B	
	商号又は名称		商号又は名称	
	代表者の氏名		代表者の氏名	
	主たる事務所所在地	TEL	主たる事務所所在地	TEL
	免許証番号		免許証番号	
	免許年月日		免許年月日	
説明を取る土宅建	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する事務所名		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	TEL	事務所所在地	TEL
取引態様				
供託所等に関する説明				

建物および貸主等の表示

名称	階 号		所在地			
構造	階建		間取り	床面積		
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/>			新築年月		
貸主の住所・氏名						
管理の委託先	氏名(商号又は名称)					
	住所(主たる事務所の所在地)		TEL			
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号						

1 建物登記簿に記載された事項等(年 月 日 現在)

甲区	名義人の住所氏名					
	所有権にかかる権利に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記				
乙区	所有権以外の権利に関する事項	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()				
登記名義人と貸主が(異なる場合)建物所有者		<input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる→理由:				
		住所				
		氏名				

※抵当権に対抗することができない賃借権については、抵当権の実行による競売がなされた場合、賃借人は競落人の買受の日から6か月に限り、当該不動産の明渡しを拒むことができます。なお、敷金は競落人に引き継がれません。

2 建物賃貸借契約の種類・期間・更新等

種類	定期借家契約
期間	から まで (間)
更新	定期借家契約は更新のない借家契約のため、期間満了により終了します。(貸主・借主の合意により再契約することはできます。)

7 定期賃貸借に伴い借賃および借賃以外に授受される金額

月 額		月 額		支払い時期・方法
入居者負担部分		秋田市長負担部分		
駐車場使用料(税込)	円	家賃	円	翌月分を毎月 日までに □振込 □(その他支払方法)
		共益費	円	
		管理費	円	
合計月額	円	合計月額	円	
月額以外の費用 秋田市長の 負担	仲介手数料 (家賃の0.55ヶ月分以内)	円	損害(火災)保険料 (年1万円以内)	別途
	退去修繕負担金 (家賃の2ヶ月分以内)	円	礼金 (家賃の1ヶ月分以内)	円
	その他 ()	円		

8 退去修繕負担金の精算等に関する事項

本契約において借主は、災害救助法第4条に定める応急仮設住宅の供与事業の実施主体としての立場で賃借人となるものであり、借主による本物件の使用収益は予定されていないことに照らし、原状回復の範囲および程度、退去修繕負担金の精算について以下のとおり定める。

借主は、貸主に対し、契約書-契約条項第17条の原状回復に要する費用として、「7 定期賃貸借に伴い借賃および借賃以外に授受される金額」に記載する退去修繕負担金を初回賃料支払時に合わせて支払うものとし、退去修繕負担金の返還請求は行わない。

また、借主は、転借人の故意又は過失による損壊の有無にかかわらず、退去修繕負担金を超える原状回復義務を負わない。

転借人は自らの故意又は過失による損壊に係る原状回復費用が退去修繕負担金を超える場合に限り、超えた部分の費用を負担する。

9 契約解除に関する事項

1 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行を催告したうえで、その期間内に当該義務が履行されないとき、契約を解除することができます。

- ① 賃料、共益費、管理費等を支払わなかった場合
- ② 借主の責めにより必要となった修繕費用負担義務を支払わなかった場合
- ③ その他契約書に規定する借主の費用支払い義務を怠った場合

2 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合、相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず、当該義務違反により本契約の継続が困難であると認めるに至ったとき、契約を解除することができます。

- ① 本物件の使用目的遵守義務に違反した場合
- ② 入居の申し込みをする際の内容について虚偽の申し出をしたと認められる場合
- ③ その他借主が契約書に違反した場合（ただし下記3にあたるものを除く）

3 貸主は、借主において本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要せず即時本契約を解除することができる。

- ① 借主に自らまたはその役員が反社会的勢力ないしこれらの者の支配下にある者である場合、契約締結後、借主自らまたはその役員が反社会的勢力に該当した場合
- ② 反社会的勢力ないしこれらの者の支配下にある者に借主名義を使用させ、契約を締結する場合
- ③ 借主自らまたは第三者を利用して、相手方に脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為があった場合
- ④ 本物件の全部または一部について、反社会的勢力に賃借権を譲渡または転貸した場合
- ⑤ 本物件に反社会的勢力ないしこれらの者の支配下にある者を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせた場合
- ⑥ 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供した場合
- ⑦ 借主が、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含む）し、または転貸（同居、共同使用。その他これに準ずる一切の行為を含む）した場合
- ⑧ 本物件を、危険薬物の販売等の用に供した場合
- ⑨ 本物件を、特殊詐欺の用に供した場合

4 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用できなくなった場合には、当然に終了します。

10 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 有 ・ 無

(定めがある場合はその内容)

11 施設・設備の状況(完成物件の場合)

1. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

区分	直ちに利用可能な施設	施設の整備予定および負担金等	備考
①飲用水	<input type="checkbox"/> 1. 公営水道 <input type="checkbox"/> 2. 私営水道 <input type="checkbox"/> 3. 井戸 <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無年 <input type="checkbox"/> 有月頃円	
②電気	(小売電気業者名)	<input type="checkbox"/> 無年 <input type="checkbox"/> 有月頃円	
③ガス	<input type="checkbox"/> 1. 都市ガス <input type="checkbox"/> 2. 個別プロパン <input type="checkbox"/> 3. 集中プロパン <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無年 <input type="checkbox"/> 有月頃円	
④排水	<input type="checkbox"/> 1. 公共下水 <input type="checkbox"/> 2. 個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3. 集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4. 汲み取り式 <input type="checkbox"/> 5. 無	<input type="checkbox"/> 無年 <input type="checkbox"/> 有月頃円	

2. その他設備の状況

・ トイレ	<input type="checkbox"/> 専用(浴室と別・別一緒) <input type="checkbox"/> 共用 / <input type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 汲取	・ 冷暖房	<input type="checkbox"/> 有(使用可) 台 <input type="checkbox"/> 無(設置可・不可)	共用部分の設備・施設などについて	
・ 電気 形式・内容等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 アンペア・メーター <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 子メーター <input type="checkbox"/> 割当	・ 浴室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	・ エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
・ ガス 形式・内容等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス メーター <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 子メーター <input type="checkbox"/> 割当	・ シャワー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	・ オートロック	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
・ 上水道 形式・内容等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 水道本管より直結 <input type="checkbox"/> 受水槽 <input type="checkbox"/> 井戸水	・ 洗面所	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	・ メールボックス	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
・ 下水道 形式・内容等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽	・ 洗濯機設置場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 室内 <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他()	・ 宅配ボックス	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		・ 給湯	<input type="checkbox"/> 有(使用可)・ <input type="checkbox"/> 無	・ トランクルーム	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
		・ 台所	<input type="checkbox"/> 専用・ <input type="checkbox"/> 共用	・ 駐車場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (月額 円)
		・ コンロ	<input type="checkbox"/> 有(使用可)・ <input type="checkbox"/> 無	・ 駐輪場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (月額 円)
		・ 電話設置	<input type="checkbox"/> 可(ヶ所)・ <input type="checkbox"/> 不可	・ パイク置場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 (月額 円)
		・ 照明器具	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		・ インターネット	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		・ CATV対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		・ 鍵	鍵番号 本		

12 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項 ※有の場合は補足資料にも記載

石綿使用調査結果の記録の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有		
	【照会先】	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）	<input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 施工会社（ ）

13 建物の耐震診断に関する事項 ※有の場合は補足資料にも記載

耐震診断の有無	<input type="checkbox"/> 該当しません。 <input type="checkbox"/> 該当します。（ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ）		
	【照会先】	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）	<input type="checkbox"/> 管理業者（ ）

14 建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

建物状況調査の実施の有無※	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添「建物状況調査の結果の概要参照」）		
	【照会先】	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）	<input type="checkbox"/> 管理業者（ ）

※既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合に説明

15 建物の敷地が借地の場合（ 該当する 該当しないので説明を省略します）

借地権の種類	期限	年 月 日まで	※借地権の内容は別添土地賃貸借契約書を参照
(備考)			

16 金銭の貸借のあつせん（ 無 有 ）

あつせんの内容	金銭貸借が成立しないときの措置

17 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	<input type="checkbox"/> 講じません <input type="checkbox"/> 講じます（保全措置を行う機関： ）
--------------	--

18 添付書類

1.	2.	3.
4.	5.	6.

19 その他重要な事項

宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受け十分理解しました。

年 月 日
 転借人（入居者） （住所）

（氏名）

年 月 日	（借主）	（住所） 秋田市山王一丁目1番1号
		（氏名） 秋田市長 穂積 志

【補足資料】

建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査の内容	【石綿使用調査結果の内容は以下の通りです】 ・ 石綿使用調査結果の記録（調査年月日 _____） ・ 調査の実施機関 _____ ・ 調査の範囲 _____ ・ 石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （石綿の使用がある場合） ・ 石綿が使用されている箇所
備 考	

建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の内容	【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 <input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたものを含みます。） <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備 考	

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書（確認済証）または検査済証がない場合には以下の通りとなります。

- ・ 居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・ 事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。